

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

(1) 日時

平成31年3月19日（火）午後2時から午後3時45分まで

(2) 場所

佐賀地方裁判所会議室

(3) 出席者

裁判員経験者 8人

佐賀地方裁判所裁判官 吉井 広幸

佐賀地方検察庁検察官 山下 忠佑, 安倍 匠麻

佐賀県弁護士会弁護士 片岡 優理

佐賀地方裁判所長 岩木 宰（司会）

2 議事内容等

別紙記載のとおり

司会者

進行役を務めます佐賀地方裁判所長の岩木と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

裁判員制度というのは、今年で制度施行10周年ということになります。
全国的には、既に1万1,000件以上の裁判員裁判が実施されて、6万
4,000人以上が裁判員として、あるいは補充裁判員を含めると8万6,
000人以上が刑事裁判に参加しているという状況にあります。

佐賀におきましても、件数でいうと68件76人の裁判員裁判の審理判
決が行われておりまして、多くの方々に裁判員として裁判員裁判に参加を
していただきました。皆さんの御協力をいただいて、制度の円滑な運用を
行うことができいております。改めて感謝を申し上げます。

本日は、この意見交換会に8人の裁判員経験者に御参加をいただきまし
た。皆さんにはお忙しい中、意見交換会に参加いただきまして、誠にあり
がとうございました。

裁判員経験者には、皆さん以外の方も含めて、裁判の終了の直後に、ア
ンケートなどでも御意見を伺っておりますけれども、裁判員裁判を経験さ
れた後、しばらく経過をしたこの時点で、改めて裁判員としての経験を全
体として振り返っていただきながら、御意見とか御感想を伺いたいと思
います。

また、今回参加される8名の方の中には、裁判員制度が始まって間もな
い時期に裁判に参加していただいた方もいらっしゃいます。改めて、制度
が始まってからの10年を振り返って、裁判員制度の望ましいあり方、あ
るいは国民の皆さんが参加される意義などについても御意見を伺いたい
と思っています。

そして、伺った御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、国民の
皆さんが参加をしやすく、分かりやすい、充実した、あるべき裁判員裁判

に近付けていくための参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、裁判員経験者以外の参加者を御紹介します。

検察庁からは山下検事と安倍検事，それから，弁護士会からは片岡弁護士，それから，裁判所からは吉井判事に出席していただいております。

4人の方々には，裁判員経験者の皆さんからの質問に答えていただいたり，あるいは，時間があれば裁判員経験者の方々に質問していただくこともあるかもしれません。どうぞよろしく申し上げます。

まず，これからの進行ですが，初めに，裁判員経験者の方々から，全般的な感想を伺って，その後，進行予定表に沿って意見交換を進めていきたいと思っております。

意見交換会は，実質で1時間半程度を予定しております，途中で10分程度の休憩時間をとります。

意見交換会終了後，傍聴されている報道機関の皆さんからも質問等をしていただいて，この会を終わりたいというふうに思います。御協力をよろしく申し上げます。

それでは，まず，裁判員経験者の皆さんに裁判員裁判に参加しての全般的な感想，あるいは御意見を発言していただければと思っております。

申し訳ありませんが，まず，1番の方から，どうぞよろしく申し上げます。

経験者1

全般的な感想といえるかどうか分かりませんが，一番いつもよく考えていることなんですけれども，私はもう10年近くなるんですけれども，やっぱりいつも思うのは，あのときのあの判断は自分は正しかったんだろうかということをいつも思い出しています。事件が起こった土地の地名であるとか，また，類似の事案のニュースとか，そういったのを見るたびに，いまだにあのときの判断は本当に正しかったのかなということをい

つも繰り返し考えています。自分の扱わせていただいた事案の場合は、それほど人が、例えば殺されるであるとかそういった事案ではなかったんですけれども、しかし、それでもこんなに考えるということは、もっと重篤な重い事案を扱われた方は、きっと大変だったんだろうなということを感じながら、今もそれは思っています。

以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、2番の方。

経験者2

私も、大体10年ぐらいたつもので記憶が曖昧なんですけど、まず、ここに書いています裁判に対する印象というのは、どうしても最初はアメリカのテレビでよく放映した、あれをイメージしていたんですけど、実際やってみると、かなり違うなと思っております。それがいいとか悪いとか関係なく、とにかく違うんだなという感想を持っていました。

それと、選任されたときの気持ちや裁判のための仕事、これは私の仕事は結構、そのときは行政にいましたので割と、また、この制度からなるだけ行政としては協力せないかんということで、3日間かかったんですけど、とりやすかった面は本当に感謝しております。

そのときの気持ちということは、やっぱり普通こういうのを私たちはなかなか見る機会はないんですけど、自分の人生経験にも役立つなということで参加させていただいたところが若干ございます。

あと、その後の気持ちとかに変化があったかと問われていますけど、そんなに変わったところは正直言ってございません。ただ、さっき1番の方も言われましたけど、私の場合は既に示談が成立して、被害者の方も何とか終わらせてくださいという意見がついていたもので、結構スムーズにできたんじゃないかなと思っています。ただ、言われていましたように、今、

あおり運転とか、ああいうことに関わった人は、相当大変じゃないのかなと、今言われたように、いつまでも残るんじゃないかなという気持ちは今しております。

以上です。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、3番の方よろしく申し上げます。

経験者3

私より古い方がおられたので、私も大体7年前くらいの事件に関与させていただきました。

最初はなかなか辞退をしようかというふうな気持ちもあったんですが、責任として参加をさせていただきました。しかしながら、裁判員裁判が始まって緊張感とかそういったものはやはり感じました。それが良かったかという、非常に参加してよかったんじゃないかなというふうには今は感じております。

以上です。

司会者

ありがとうございます。4番の方申し上げます。

経験者4

私の場合は、ちょうど昨年だったんですけど、裁判員になってくださいというようなのがあったときに、本当に辞退しようという気持ちが先に走ったんですけど、家で女房なんかと相談したら、そんなに辞退する人ばかりが増えたら、できないんじゃないのというふうなことで、それなら参加させてもらおうかということで入りました。実際、5日間ぐらいやったですかね、裁判所に出向いていろいろな審理なんかが進んでいく中で、吉井判事、裁判長ですかね、真剣に皆さんがお話しされて、その中で、ある程

度お話を聞いていく上で、あるいは全国でのそういう事件の例と判決事例なんかを見ていく中で、こうやって判決が決まっていくのかなというふうなことを、進め方なんかが初めて分かって、いい経験になったというふうに思います。

以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、5番の方よろしくお願いします。

経験者5

私は、もともと裁判がどういうふうに行われているのかなということに関心がありましたので、選ばれたことはとても良かったことだと思っております。

ただ、私の経験させていただいた裁判は2日半ぐらいだったので、短い方だと思うんですけど、それでもやっぱり人の人生を左右することなので、終わった後は疲れたなという感想がありましたけれども、やっぱりやって良かったなと思っております。人生の中でこういう経験ができたことに感謝しています。

あと、裁判自体の感想としては、検察官の方も弁護士の方も、資料を分かりやすく作られたりいろいろ説明されていたので、プレゼン能力がないとこの仕事は務まらないのかなと思いました。

以上です。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方よろしくお願いします。

経験者6

私も、去年、裁判員裁判に参加したんですけど、正直、封筒が来たときは驚きました。まだ裁判員制度があっているんだというのを知ることができました。最初の頃は結構ニュースなどでもあっていたんですけど、去年、

一昨年ぐらいはあんまりピンと来ていなくて、あっ、制度ってまだ続いてたんだって、すぐ終わらなかったんだというのが実感としてありました。

やはり裁判所に行くとなるとすごく緊張して、建物に入るだけでもやっぱり緊張はしました。まさか自分が選ばれるなんてというのが一番最初にありました。選ばれて、ここに来て、裁判所でいろんな話を聞いて、正直戻ってから、御飯を食べながらとか、そういうときには裁判員の人といろんな話ができるんですけど、実際に量刑を決めようということになったら、みんな意見が出なくて、さっきまで話していたとおりに話していいよとおっしゃっていただいたんですけど、なかなか難しくて、量刑の決め方とかそういうのも全く分からなかったんですけど、そこはやっぱりいろいろ教えてもらったので、分かりやすかったなというのがあります。

会社を休むときとかも、やはり裁判員裁判で休むと言ったら、周りもみんな、まだあっていたのねという意見が多かったです。会社の方は全然、休みやすかったんですけど、終わった後でも、周りの友達とかには、新聞とかで裁判員裁判でこの事件はあったという報道があったので、すぐ、「この事件だったね、どうだったの。」って最初は聞かれるんですけど、全く関心のない人は、「これって結局は裁判員の意見ってあんまり入っていないんだよね。」と言われることが多かったです。

裁判員裁判というのは、なかなか経験することができなかったので、一度やってみて、いろんなことを勉強させていただいたなと思いました。

以上です。

司会者

ありがとうございます。7番の方よろしくお願いします。

経験者7

私も去年、裁判員裁判を経験したんですけども、結構重たい事案で、

長期にわたっての裁判があったので、1番の方が言われたような思いを今も持っています。あのときの判断はあれでよかったんだろうとか、人の人生を左右するようなことなので、非常に、ずっと考えることがあります。

裁判員に選ばれたときは、えーっと戸惑ったんです。仕事もちょうど退職するときだったので、これはいい経験だから参加してみたいなと思って受けることにしました。周りの友達とかに、「行けない。」とか言うと、「何。」と言われるから、ちょっとこの裁判員があるからと言うと、「ああ、身近に選ばれる人がいたんだ。」みたいなことを言われて、余り何でも詳しくは話せないからみたいなことをお友達には言ったんですけど、家族も「せっかくだから参加したらいいんじゃないか。」みたいに言われて、ちょうどタイミングよく参加することができましたけど、これが仕事を現職でしている場合は結構長かったので、きついものがあるのかなど。裁判自体の中身は重たいものだったので、やっぱり精神的にもちょっときついかなというふうに思います。

以上です。

司会者

ありがとうございます。では、8番の方お願いします。

経験者8

私は、最初に選ばれて、まず、裁判員裁判というものの自体が、正直いうと他人事という考えでした。実際に自分が選ばれてみて、まずは裁判員裁判とは何かということで、ネットで調べたり、入っていた資料を読んで、自分が今後やっていくことはこういうことなんだということが分かりました。実際に、昨年、参加させていただいたんですけども、事件自体はほかの方と比べれば多分一番軽い事件だったと思うんですけども、やっぱり最終的に人の人生を決める決断をするということはすごく重いことだと思いました。やっぱり被告人側の家族であったり加害側の家族であっ

たり、その事件に至った経緯等をいろいろ聞いてみると、やっぱりニュースで見るような他人の事件ではないということがやっぱり分かって、その背景を聞くと、やっぱり人の気持ちが伝わってくるなということが分かりました。

一方で、裁判員裁判というものは、自分たちみたいに法律のプロではない人の第三者の意見というものが反映されるということは大きく感じました。今後もこういった裁判員裁判というものは、やっぱり第三者、人間の心があるものなので、そちらでどんどん広めていってほしいなと思います。

以上です。

司会者

ありがとうございます。

今一通り皆さんから意見をいただいて、いろんな思いを持ちながら経験をされたんだなということが分かりました。

これからはテーマを少し絞って、今年は、先ほども申し上げたように、裁判員制度が今年の5月で10周年ということになりますので、それを迎えての感想とか、意見とかをお聞きしたいと。10年間を振り返って、裁判員制度の導入によって刑事裁判がどう変化したのかとか、あるいは国民の皆さんの裁判員制度への関心とか参加意欲とか、あるいは裁判員制度を更に発展させるためのアイデアなどについて意見を伺っていきたいと思います。まず、その一つとして、裁判員制度の導入によって、刑事裁判は変わったのかどうかということを取り上げたいと思っています。

まず、変わったのかどうかというのは、皆さん方の感想でもいいですし、あるいはこの法曹三者に対する質問でも結構なんですけれども、まずは、分かりやすくなったかどうかという観点からはどのようにお感じか、あるいは、質問等もあれば、皆さんから御発言いただければと思いますが、ど

なたでも結構なんですけど、いかがでしょうか

経験者 2

皆さんやっぱり1回やけんですね、その後、じゃ、それを自分の経験からといってずっとそれを注目しているかという、そんなにですね。今みたいに全国的に重大ニュースになったら、それは皆さんテレビとか新聞なんかでよく見るから、そのときは自分が裁判員だったらどうするかということは経験していますから思うと思うんですけど、そんなに私たちは変わっていないんじゃないのかなと。ただ、個人としては、自分の経験から、さっき私も言ったように、難しいな、どうするかと、そういった判断はするかも分からないですけど、変わったとかそれはちょっと、やっぱり1回しかしていないからその辺は分からないんじゃないかなと思います。私たちは分からないです。

司会者

どうぞお願いします。

経験者 7

変わったとかという、ちょっと私も分からないんですけども、裁判を見ていて、誰にでも分かりやすいようにプレゼンをしたりとか、いろんな工夫をされているのはよく伝わってきたので、少しは分かりやすくなってきているんじゃないかなとは思いました。

司会者

ありがとうございます。裁判員裁判が始まって分かりやすくなったかどうかということについては、法曹三者が、多分こういうふうな御質問があるとお答えをしなければいけないことなのかなというふうにも思いますが、どういう工夫をしているのか、あるいは、現状どうあるのかということについて、何か御意見等があれば。どなたでも結構です。

経験者 2

ちょっといいですか。

司会者

どうぞ。

経験者 2

質問です。刑事裁判が分かりやすくなったか、これは裁判員に対して分かりやすくなったかということですかね。一般国民じゃなくてですね。

司会者

もちろん、両方あると思いますね。参加される方にどう分かりやすくするかという問題と、刑事裁判全体を国民に対してどういうふうに分かりやすくするかと、両方あると思います。とてもいい質問だと思いますけど、その両面でお答えいただければと思うんですけど、いかがでしょうか。片岡弁護士よろしくお願いします。

弁護士

分かりやすくできているかどうかということになると思うんですけども、弁護士会としては、やはり一般の方に分かりやすいように視覚的なものを使ったりとか、簡単な言葉を使ったりということに気を付けて、伝わりやすいような弁論などをするようにという練習をしつつ、そういった心がけはしているとは思いますが。

これまで、法曹三者、裁判官と検察官と弁護士だけでやっていて、その共通理解は三者だけでよかったんですけども、やはり裁判というものを、国民に開かれた身近なものにしていくためにはそれではいけないので、裁判員裁判を通じて弁護士なり検察官なりが自問自答して、例えば当たり前だと思っけていても、一般の方からすると何でそれが軽くなる事情になるのかというような意見をぶつけられたときに、それまで常識だと思っけていたことが、やはりこちらももう一度自覚し直すというか、それがどうしてそういう事情になるのかというのを弁護士としてももう一度見つめ直す機会

になるのかなと思います。

弁護士なので民事事件などもしていて、民事事件のときには依頼者の方がいるので、依頼者の方に分かるように簡単な言葉で説明をしていたけれども、刑事事件だと、それをちょっと怠っている部分があったようにも思うので、刑事事件についても、被告人ももちろんだし、裁判員の皆様にも分かるように、分かりやすさというところを重視して、日々自問自答しつつやっていく必要があるなと思いました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。検事のどちらかにもお話をいただきたいと思っています。山下検事よろしいですか。

検察官 1 (山下検察官)

検事の山下です。今、弁護士さんの方からも言われたとおり、あと、今 2 番の方が鋭い御指摘をされたとおりでありますが、従前の裁判は、法曹三者のいわゆるプロの共通言語だけでやっているという部分が往々にしてあったのかなと思っております。なので、2 番の方が言われた、裁判は公開されておるんですが、傍聴席で見られている方が理解できていたかという、かなり難しい状況だったのではないかなと、翻ってみると思います。

裁判員裁判が始まりまして、弁護士さんが言われたように、視覚的、平易な言葉等で、ほかにはポイントを絞った立証、主張といった形で進めていくことによって、裁判員の方々はもちろんなんですが、傍聴席で見ている一般国民の方々にも、まだまだ不十分な点は多々あるとは思いますが、従前に比べれば、まだ分かりやすい審理になっていっている過程なのかなというふうには検察官としても思っているところです。

司会者

ありがとうございます。吉井判事、いかがでしょうか。

裁判官

漠然と分かりやすかったかというふうに聞かれると、どう答えていいのかよく分からないというところもあるのではないかと思いますけれども、ちょっと検察官の方からの話がありましたけれども、裁判員裁判が始まる前の法廷の審理というのは、要するに書類の受け渡しぐらいしかやっていないというのが実情だったわけですね。受け渡された書類はどうしているかという、裁判官室で読んで、それで事案の真相を解明すると、こういったようなことをやっていたわけです。

裁判員裁判が導入されて、そういう審理を行うとどうなるかという、裁判員さんが6人、補充裁判員も含めれば、さらに2人、3人に人数が増えるわけですが、その皆さんが順番に書類を読んでいくということはできないであろうと。従って、法廷で事案の真相、内容というものをきちんと把握できる審理を目指す必要があるという問題意識でいろいろ工夫がされてきているわけですね。弁護士、検察官が言っているように、皆さんに法廷できちんと物事の本質、事件の本質が理解できるような主張、立証を行う。法廷でその事件の内容について心証を形成して、審理が終わった後は、その心証に基づいて評議を行うことができたかどうかというふうに、こちらの方から問いを改めてさせていただくと、どんな感じでしょうかということになるかと思います。

それは、始まった頃からいろいろ試行錯誤がなされていますから恐らく単純な比較はできませんけれども、裁判員裁判の初期段階で関わられた方と、一番最近に関わられた方では、多分、最近の方がもっと分かりやすくなっているんじゃないかなというふうに推測します。

司会者

ありがとうございます。先ほどの御意見の中にも非常に分かりやすく説明をしていただいたという話もありました。その事件によっても違うのか

もしれませんが、やはり今、法曹三者の方で申し上げたように、我々も勉強させられているというところがあって、今までは調書裁判と言ってもいいのかもしれませんが、そういうことが一般的だったものが、少しずつ公判で、法廷で考える、そういう審理にしていかなければいけないという、そういう気持ちみんなに芽生えてきて、いろんな工夫をしているという。その過程だと思います。1番、2番、3番の皆さんあたりは、割と早い段階で経験されたんですけど、その辺りは何か感じを持っておられるかどうか、いかがでしょうか。お願いします、1番の方。

経験者1

10年前でも、私の関わった事案に関しましては、弁護側の方、また検察側の方、いずれからも十分に、つまびらかにしていただきまして、詳細に至るまで図を用いたりして説明をしていただいたので、すごく分かりやすかったです。

言葉も、先ほど言われていたように、難解な法律用語を控えめに使っていただいて、私たち一般の人間にも分かりやすい説明の仕方、すごく苦心されているなというところは、実はその当時から伝わってはきていました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方は何か御意見がございますか。3番の方、よろしくをお願いします。

経験者3

私は7年前ということで先ほど申し上げましたけど、最初は補充裁判員という形で私は入らせていただきました。5人の裁判員の方がおられまして、その中に2人補充裁判員がいたということで、その中で1人の方が、私が携わった事件の中では少し写真的なものがちょっと影響が大きいものがございましたので、女性の方が辞退されて、私が裁判員に入ったという状態になりました。それで、2日目からそのとき私が入らせていただい

たという状況になります。

全体的には補充裁判員も，その中にそういう方が出たときに入らないといけないうことで，その評議の中に裁判員の中に参加をするという形でさせていただいたので，戸惑いとかそういったものはなかったように感じます。

その中で議論されたものを見たり聞いたりする状況にございましたので，そういった状況の中で，裁判員に補充から，裁判員になった時点での戸惑いというのはなかったように感じます。

あとは，評議とか裁判が進んでいく中で，私の場合は5日間ぐらい掛かりましたので，その間拘束されるわけですが，そういった中では，先ほどの検事さんの話にもありましたように，非常に分かりやすく，また，先ほど1番，2番の方がおっしゃったように，分かりやすい説明，それから私たち素人でも分かるような用語が使われているように感じました。

司会者

ありがとうございます。それから，皆さん方が裁判に参加する前と後とで，裁判員裁判，あるいは刑事裁判に対する見方みたいなものが変わったのか変わっていないのかという点は，何か感想をお持ちでしょうか。

例えば，新聞を見るときに，刑事裁判の記事に敏感に反応するようになったとか，注目して見るようになったとか，あるいは社会のいろんな事象に対して興味が湧くようになったとか，そういう御経験というものはおありの方があったら，お願いします。

経験者3

私の場合は，こちらの方で裁判員裁判で判決が出た後に，その方が控訴をされましたので，福岡高裁の方の判決を見るような感じで，そういった面では非常に興味がありました。

そのときに，こちらで出た，私たちが出した判断と高裁で出された判断

が同じだったということで、少し気持ちが和らいだといいますか、そういった気持ちにはなりました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。8番の方お願いします。

経験者 8

まず、自分が裁判員に選ばれて、まずは事件をやっぱりニュースでも自分で拾うようになって、アンテナが立つといいますか、今まではただ流していたニュースなんですけれども、その結果というものがやっぱり気になって、そのときにも裁判員裁判がいろんな視点で見て決めたことだなということをやっぱり考えるようになって、やはり、ニュースであつたりの興味というものが単純に大きくなったなということを感じました。

司会者

ありがとうございます。それから、これは事前に法曹に対する質問として言っていた中で、裁判員裁判が始まって、良かったと思われる点、あるいはそうじゃない点があるのかどうかという御質問を頂いており、また、ここが変わったというところのうち、一番大きく変わった点はどこでしょうかという質問も頂いています。そういうことに対して、何か法曹三者の方から、ここが変わったんだよ、あるいはここが良かったんだよという点が、何かお気付きの点がおありでしょうか。安倍検事よろしくお願いします。

検察官 2 (安倍検察官)

その裁判員裁判になって良くなかったという表現は一端置いておきまして、少し返答いたします。

先ほどの経験者の方、3番の方もおっしゃっていたと思うんですが、一部、遺体の写真ですとかそういったものについて、やはり抵抗がある裁判

員の方というのは、いらっしゃると思うんですね。ただ、こちら当事者としては、どうしてもこれは立証上見ていただきたいですとか、量刑を判断するに当たっては見ていただきたいと、そういった証拠ももちろんあると。ただ一方で、裁判員の方のそういった心理的な御負担ですとか、そういったものについての配慮をしないといけないという、そういう二つのバランスを取るの少し難しいなと感じる面はあります。

以上です。

司会者

ありがとうございます。片岡弁護士、何かございますか。

弁護士

そしたら、良かった点としては、先ほどもお伝えしたように、裁判員の方からの質問だったり指摘で気付かされることがあるので、法曹三者にはない新しい視点を提供していただいているんじゃないかなと思います。

弁護士だったり、検察官や裁判官がスルーしてしまいそうなところに鋭い質問が入ったところで、ああ、そういうところを気にされているんだと、ここはこんなふうに考えられているんだということを気付かされたという経験があります。

あとは、弁護人としては被告人と一番最初に接見とって会って、それからずっと準備などをしていく中で、被告人がどんな方で、どんな経歴があって、家族がどう思っているかというのをずっと長く知っているの、この被告人はこんな人なんですと、こういうことをしてしまったけれど、こういう事情があつてとかいうようなことをなるべく伝えたいと思っているので、通常の刑事事件の裁判よりも、裁判員裁判の方が被告人の人となりや伝えられやすくなったんじゃないかなと思っています。そこが弁護人としては良かったところかなと。例えば、記事で何行かで見ただけだと、何でこんな事件を起こしたんだろうとか、何でこういうことをしなかった

んだらうと思うんですけれども、話を聞くと、それなりの背景だったり考えがあって、そこを裁判員裁判の中で、被告人質問だったり、御家族の話を通じて伝えることができ、それに一般の国民の皆さんに耳を傾けていただけるということが良かったところかなと思います。

以上です。

司会者

ありがとうございます。吉井判事よろしく申し上げます。

裁判官

一言で言うのはなかなか難しいところがあるんですけれども、裁判員裁判が導入されて、それまでの裁判というのは激変したというのが正直なところではあります。

まず、従前の裁判官だけでやっていた頃の刑事裁判というのは、精密司法というようなことを言われていたんですね。非常に細かい事実という観点について詳細に認定をした上で判断をしていくという。その前提となるのが、検察官が請求してくる供述調書という証拠があるんですけれども、そこに詳細に事実関係が作文的に記載されていると。書かれていて、それを詳細に認定していたわけですが、それが精密司法と言われると何か格好良く聞こえるわけですね。でも、一部それは揶揄も込められているというふうに理解しないといけないんでしょうけれども、そういったような状況に漫然と疑問を持たないで推移していたと。ところが裁判員裁判で、法廷で皆さんにきちんと心証を取ってもらう必要があるとしたらば、核心となる部分とそうでない部分というのはきちんとえり分けないとはいえないだらうと。ごちゃごちゃとした事実のやぶの中に踏み込んで溺れるというまねはできませんので。だから、そこは核心的にやろうと。必要な分、判断が別れる分岐点となる事実、それに関する証拠を中心として法廷で調べましょう。それで、皆さんに心証を取ってもらいましょうという話になって

いったわけですね。

だから、本当に審理のあり様というのはガラッと変わってしまったと。その中で、先ほど遺体の問題、写真とか証拠の問題が出ましたが、これも、要するに従前は漫然と証拠が請求されて、弁護人が証拠とすることに同意をします。同意があれば証拠として採用できますから、漫然と採用していた。でも、よくよく考えてみると、この事件の審理をするに当たって、例えば殺意があったかどうかですとか、あるいは量刑を考えるときに、そんな写真何枚も見ることがあるのだろうかという疑問がやはり出てくるわけですね。

ですから、裁判員裁判が始まった初期段階では、写真は採用していました。でも、今はまず、写真などは採用することはないです。それだけ変わっていますので、皆さんが参加するということが非常に建設的な裁判を模索しているというふうに理解してもらおうと。

司会者

ありがとうございます。先ほどの皆さんからの質問、裁判員裁判が始まって変わっていないのか、大きく変わったのかみたいな話は、極めて大きく変わったというふうに総括できると思うんですね。しかも、これからも変わっていくのではないかとというふうに思われます。

手続のいろんな段階で、公判の準備の段階からまさに法廷公判、判決をどうするか、それから、裁判員裁判じゃない裁判をどうするかみたいなことまで、いろんなところで変わりつつあるということで、裁判員裁判が導入されて良かったということが言えるのではないかなというふうに思います。

皆さんの質問に答えられたかどうか分かりませんが、そういうことでよろしゅうございますか。

では、先に進みまして、裁判員制度に対する理解とか関心ですね。先ほ

どの最初のお話にも入っていましたが、周りの方々の裁判員制度への理解とか関心、こういうものが今どうあるのか、あるいはどうあるべきなのか、みたいなことで少し質問させていただきたいと思っています。

裁判員裁判に参加された感想で、家族の方からむしろ後押しをされたというか、背中を押されたという方も伺いましたけれども、御家族、職場の方、あるいは周囲の方、この裁判員裁判に参加しているということをお話になったり、あるいは感想を聞かれたり、そういうことの経験、あるいはどういう反応をされたかということについて、何か経験談をお持ちの方は御発言いただけますでしょうか。いかがでしょうか、8番の方、お願いします。

経験者 8

私が裁判員裁判に選ばれて、まず、自分自身もそうなんですけれども、会社の人であつたり友人、家族という、周りに誰もいない、裁判員裁判だと思います。私の会社であつたりとか友人も、周りにいないから、まずは自分自身もそうだったんですけど、興味が湧かないという言葉が合うかどうか分からないんですけど、もともと裁判員裁判というものは他人事という、やっぱり自分たちの意識がありました。会社の人であつたりとか、自分が選ばれたことをきっかけに、やっぱり自分の知り合いが選ばれたら、少なからず興味というものが湧くと思います。こういった自分たちみたいな選ばれた人が、どんどん周りに増えていったら、裁判員裁判というものに対する意識であつたりとか興味が、少なからずは湧くと思います。そういった人たちが、自分たちの子供たちに伝えていって、その子供たちがまた学校で習ったりして興味が湧いていって、日本国中が、少なからず興味が湧くと思っています。

以上です。

司会者

ありがとうございます。2番の方、お願いします。

経験者2

私はさっきも言いましたが、もう10年ぐらいなりますけど、確かに私は誰にも話していないんですよね。ただ、今の感想なんですけど、重大事件になったら、よくニュースが、これは裁判員裁判ですというニュースが結構ありますね。あれを見ていたら、やっぱり皆さんが、国民が、裁判員制度、やっぱり法の枠ってありますけど、ある程度裁判員の感情ですかね、そういうのに期待するからニュースの中で、これは裁判員制度ですというのを付け加えているんじゃないかなと、最近のニュースを見ていて私はそう思いました。

以上です。

司会者

ありがとうございます。

経験者5

私の場合、周りの人に話したら、「まず、そんなのに当たるのってラッキーだね。」と、「くじ運いいね。」と言われるんですけど、でも、「実際、自分になったらやるの。」と言ったら、「嫌だ。」って言うのが私の周りの感想でした。

男性に多いんですけど、そんなに仕事休めないというのが一番の感想で、女性に関しては、そんな衝撃的なものに、そんな殺人とかそういったことに自分は関わりたくないというか、そういう感想もありましたし、あと、自分も参加してみたいという人も少なからずありました。

あと、私が裁判員になったんだよという話をしても、あんまり皆さん興味を持たないですね。だから、「まだやっていたの。」と言われていたけど、そういう感想を持たれる方もいたので、10年たってだんだん下火になってきたのかなという感想も持っております。

司会者

ありがとうございます。裁判員裁判は、10年ちゃんとやっていたわけですが、やっぱりそういう感想があるということは、最初の盛り上がりと比べると、やはりあんまり目立たなくなっているというか、関心が薄れているというまでいくのかどうか分かりませんが、あのときと比べると、ということになるのでしょうかね。むしろ、それは法曹三者の責任なのかもしれませんけれども、広報が足りないのかもしれませんが、それを、10年間で変わってきたのかどうかということと、これからどうやれば、本当に皆さんに関心を持っていただけて、先ほど8番の方の御意見にもありましたように、世代を超えてつなげていくことかできるかということについての、何かアイデアとか、あるいはこういうことをやってみたらどうかとか、そういうことはございませんでしょうか。いかがでしょうか。

法曹三者の宣伝が足りないんじゃないかという、若干、自戒の念も込めて感じる面もあるんですけど、どうでしょうか。

確かに、一番最初の頃は、裁判官も場合によってはかぶりものを着て宣伝した時期があったんですね。やはりそのときは、裁判員裁判という制度が、少なくとも内容はよく分からないにしても、興味を持たれたことはあったんじゃないかなと思いますけど、今それを続けていく、あるいは裁判員裁判をもっと国民の皆さんに関心を持っていただくということについて、何か御意見がないかなと思っているんですけど、いかがでしょうかね。どんなことでも結構なんですけど。はい、お願いします。

経験者2

やっぱり世間一般的に十年一昔といいますよね。10年に1回ぐらいは前みたいな形がやっぱり必要じゃないかと思いますよ、十年一昔。今はスピード化がどんどん進むですもんね。ですから、もう五年一昔になっていると思うんですよ。もう携帯も変わるし何でも変わるけんが、もう本当に

五、六年で一昔ですから、やっぱし10年に1回ぐらいまた初心に戻って
するのも必要かなと思いますけどね。

司会者

ありがとうございます。もう一回どういうことをやるかは別として、キ
ャンペーンみたいなことで努力をするということはあるのかもしれないませ
んね。片岡弁護士，どうぞお願いします。

弁護士

裁判員裁判を教育の側面から浸透させていくという視点も大切だと思
っております。夏休みに法曹三者でサマースクールを行って、子供たち
に裁判のことを伝えているんですけども、裁判員裁判で自分が選ばれる
かもしれないという前提に立って、身近なものとして教育を今やっている
と思うんですよね。弁護士会からも、学校に弁護士を派遣したりして、法
教育などをやってはいるんですけども、裁判員裁判に将来なるかもしれ
ないからどういう視点を持ってやるのかというところを、子供たちに教育
をしていくと。その子供たちが大人になって、裁判員になったときに、こ
れが、習った裁判員裁判かというところで、より広く浸透させていくこと
ができるんじゃないかなと思います。

あとは、今日いらっしゃった裁判員の皆さんは、職場の理解だったり家
族の理解があったということですけども、辞退される方の中には、やは
り会社の理解が得られないというところも大きいのかなという気がして
いるので、そこは司法関係のアピールもそうですけれども、例えばほかの
機関と連携して事業所などに裁判員裁判の周知をして、会社でもし従業員
が裁判員裁判に選ばれたときには是非協力してくださいというのを、司法
からが難しければほかの行政機関などに協力をしてもらって周知をして
いく必要があるのではないかと思います。

以上です。

司会者

ありがとうございます。法曹三者も、それでは何もやっていなかったかという、やっちはいた。ただ、ちょっと目立たなかったということだろうと思いますね。若い人たちにやはり興味を持ってもらうために、裁判自体には普通若い人は興味はあるので、それを使って実際の制度の中身を実感として伝えていくということもありますし、やっぱり最終的には社会が裁判員に選ばれたときに、いやいや困るんだみたいなことになってはやっぱり盛り上がらないわけなので、そういうところにきちっと広報していくということも必要だということで、裁判所も含めて、この10年という節目で、何か裁判官自身が外に出て、出張講義をすとか、そういうことも企画をしようと思っています。場合によってはやっぱりこういう皆さんの御意見というか、皆さんがこんな経験をしたんだ、こういうことだったんだよというような話をむしろしていただくのが、国民にとっては、皆さんにとっては一番分かりやすいので、出張講義についてきていただくとか、そういうことも御協力を得られるならばやっていこうかなというふうにも考えているところなんです。ですので、10年を境に、十年一昔なので、キャンペーンをもう一回張って、少し努力をさせていただこうというふうには考えているところですけども、そのためには皆さんの御協力がやっぱり必要なのかなというふうに思っています。

その点について、何かほかに御意見はございますでしょうか。あるいはそれ以外の点でも理解、関心という意味で。例えば、今報道では、特に最初の頃に比べると、どちらかという選任期日に欠席をしたり、あるいは辞退をするという人が率的には増えているという報道もされたりしているんです。それは、皆さんから見てどういう感じ、感想をお持ちなのか。こういうことをやれば、もっと増えるはずだ。今、一つは勤め先の問題もあったかもしれませんが、証拠の選択の問題もあったかもしれませんが、

それ以外に、何かお感じになることはございますか。はい、お願いします。

経験者 4

裁判員裁判に選出される中で、まず、一部の公務員の方は最初から除外されとるでしょう、発言力のある方がですね。そういうのはやっぱり、なぜなんだろうという気持ちはあります。公的機関で働いている方は発言力もあるし、我々民間で働いている者よりかは全然違うんじゃないかなというようなことは思いました。限られますもんね、民間の者は。そういう意見はあります。

司会者

資格とか、辞退理由がちよっと広いんじゃないかという話ですかね。

経験者 4

ええ。

司会者

あとは、何かございましょうか。はい、8番の方お願いします。

経験者 8

ちよっと逆に質問になるんですけど、その年齢というものは、本当にばらばらになっているんでしょうか、10代何割、20代何割みたいな形で。

司会者

何かございますか。

私の把握している限りでは、比較的辞退数が多くなっている割には、そのばらつきはそんなに変わらないというか、同じ階層から同じように選ばれているというふうに統計上は出ているというふうに認識はしています。

経験者 8

その回答をいただいた上で御質問、回答にはなるんですけど、やっぱり10代、20代と比べれば、30代、40代って会社の責任等も重くなり

ますし、会社を休みにくい、家族を養うとかもありますし、そちらでちょっとやっぱり責任ということがあるので。あと、若い人って何にでも興味があると思うので、こういった裁判員とかも、辞退の数でいうと・・・ここは自分の勝手な考えなんですけど、やっぱり10代、20代となると、行ってみたいという気持ちが先に行って、年を重ねていくに連れそういったものが偏見じゃないですけど、そういった殺人の写真を見せられるんじゃないかという不安が大きくなるんじゃないかなとは自分は思います。

司会者

今の意見に関してでも、あるいはそれ以外の御感想でも結構です。ほかにございますでしょうか。7番の方お願いします。

経験者7

やっぱり何か今事件が複雑化してきていて、やっぱり裁判員裁判の日程も結構長期化してきているんじゃないかなと思うんですよね。私が関わった事案も結構長かったので、そういうところを考えられたら、やっぱり辞退するかなと。私も仕事を退職してはいなかったら、辞退をしたかなと思うので、何かそこら辺の手だてがあると、もっと参加しやすくなるのかなと。

今聞いていたら、結構5日以内で終わったみたいなことを言ってあったから、ああ、そうなんだと思ったんですけど、そこら辺ぐらいだったらちょっと休みやすいし、参加しやすいと思うんですよね。気持ち的なものは大なり小なり変わらないかなとは思うんですけど、と思いました。

司会者

ありがとうございます。裁判員裁判でない裁判というんでしょうか、昔のやり方というのは、そこを余り意識せずに、割と長くなってもということが、裁判員裁判になったら、やはり裁判員の方々に拘束をできるだけしないようにしなきゃいけないということは最初に意識したとは思って

すけど、やはりそれが統計上は少し長くなっているということはあるんですよね。なので、その辺をどう工夫するかとか、そういうところは法曹三者の方々に、立場が違うかもしれませんが、御意見も伺いたいと思います。こういう長期化に対して、どういう対策をしているのか、すべきかというようなことですが、いかがでしょうか。

経験者 3

先ほどから長期にわたるとか、短期にという話が出ているんですけど、裁判にかけられる方は、やはりある程度長期になろうと短くなろうと、それは審理を尽くしてほしいというのがあるかと思うんですよね。それはやっぱり尽くさないといけない。だから、裁判員裁判をする上で、確かに拘束される方たちにとっては苦痛もあるし、職場での人間関係とかいろんなものがあるかもしれませんが、裁かれる人の立場というのもあるかと思うんですよね。だから、やはりそこは審理をきちっと尽くしていただく方をやっぱり取っていただかないといけないかなと私は思いますけど。

司会者

もちろん、それは両面あるとは思いますがね。そういうところできちっと裁判を尽くしていくと。そのために、必要な限りにおいて少し長期になるのはやむを得ないという見方もあるかと思います。その辺について、法曹三者はどういうふうにご考えておられるのか、どうでしょうか。山下検事お願いします。

検察官 1

まさしく今、3番の方が言われたとおり、長期の公判というのが問題があるという大前提が一つあります。なので、無駄な時間を掛けるべきではないというところは思います。

ただ、その一方で、先ほど弁護士さんも言われていたように、我々として裁判員裁判が始まった結果、我々とは違う見方が出てくる。例えば、弁

護人，検察官が，自分にとって有利だと思った事情を主張したところ，逆に裁判員の方々の意見が加わった結果，我々プロの間ではそういう，これはこっちが有利，こっちが不利と簡単に区分けしていたものが，必ずしもそうではないと。違った見方が出てきて，我々もそれをフィードバックして勉強になるということも多々起きていて，個人的にもそういう経験がございます。

なので，プロで余り期間を短くするために，余りにもいろいろ主張や証拠をえり分けてしまうと，なかなかちゃんとした判断を，裁判員の方々を含めた裁判所にしてもらえないのではないかなというジレンマがありまして，我々としてもそこは，永遠のテーマだとは思いますが，無駄な時間はかけない。しかし，必要な時間はかけないといけない，そのえりすぐりの精度を高めていくという努力をしていくべきかなと。そこにはいろいろ試行錯誤があろうと思って日々やっているところでございます。

司会者

ありがとうございます。裁判所の方は何かございますか。

裁判官

7番さんに参加していただいた事件は，あれは裁判員裁判の審理日程でいくと例外的な事件なんだというふうに理解していただくと有り難いかなと。恐らくそれ以外の方は，1週間もかかった事件には関わられていないと思います。ですから，あの事件はちょっと特殊だったということで御理解していただければと思います。

裁判所の方としても，どういうふうにやったらいいのか。要するに，審理の充実と皆さんが参加するに当たっての拘束時間という負担をどれだけ制限するかということはいろいろ考えておりまして，初期段階では，まず選任手続というのを1日目の午前中に行って，昼から審理に入るというやり方をしました。そして，2日，3日で，3日目の昼には判決，基本3

日で選任手続等も含めて終わらせるというようなところからスタートしました。恐らく1番から3番さんが参加したときにはそういうやり方をされていたんじゃないかなと思いますけれども。それをやりますと、選任手続でいきなり選ばれて、心の準備もできないまま審理に立ち会うので、ちょっと間を置いてほしいというような意見がかなり述べられたんですね。したがって、それを踏まえて選任手続は前倒しで先にやって、仕事上、あるいは心の準備をしてもらった上で参加していただくかというふうに改めました。

審理の開始時間についても、じゃ、何時から始めるかということで、私が裁判長をやった事件では、大体10時から開始で、9時50分までに集合してくださいという形でやっていたと思いますけれども、これも始まった頃は、どうなるか分からないという不安があるものですから、9時半から始める。で、5時ぐらいまで目一杯詰め込んで審理を行うというやり方をしていたんじゃないかなと思いますが、それをやると、疲れが次の日、あるいはその更に次の日に残ってしまう。疲れた脳でいろいろ考えても、いい考えが思い付くわけではないだろうということで、早目に切り上げる。若干遅く開始して早目に切り上げて、余力を残して、夜疲労回復して、リフレッシュして裁判所に来てもらうというふうに日程を改めました。だから、10時から始めて、遅くなっても3時半とか4時前には終わるという形になっていたと思いますけれども、そうすると、やはり9時半から5時まで審理をする場合に比べて、1日余分に必要になっていったりするんですね。

だから、本当にどちらがいいのかということについては、また今後参加される方の意見も踏まえながら検討していかないといけないとは思っていますけれども、そういうふうな形で、審理の充実と皆さんの御負担というのを調整するように努めてきた、その努力はいろいろとしてきたという

点を御理解していただければと思います。

司会者

ありがとうございます。この点はやはり裁判員裁判を続ける上では永遠のテーマだなということで、今のお話にもあったように、いろんな意見を聞きながら少しずつ変えてきたという部分もありますので、やはり皆さんの意見を言っていただくことがすごく大切だろうというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思う次第です。

この辺で休憩を入れたいと思います。

<休 憩>

司会者

再開します。

裁判員制度に対する国民の理解、関心ということについて、おととしてしたか、裁判員等の経験者に対するアンケート調査というのを全国的にやったときに、選任前は積極的にやってみたいと思っていたとか、あるいはやってみたいと思っていたという方は37%程度だったと。ただ、裁判員を経験した後は、非常に良い経験をしたと感じた、あるいは良い経験だったと感じたという人が96.3%になったというアンケート結果になっているわけなんですね。これは、皆さんも裁判員裁判を経験したので、結果的には、少なくとも良くなかったとは思っておられないのかなというふうに思います。当初、積極的にやってみたいと思っていた方、もちろんそういうふうな御意見を頂いた方もいますが、全般的にこういうふうになっている、三十数%が九十何%になると。ここというのは、どういう原因があるのかとか、あるいはやってみたいと最初から思うようにするにはどうしたらいいのかということについては、何か御意見が有るでしょうか。い

かがでしょうか。

さっきのお話で、家族に背中を押してもらおうという、それも一つの大きな動機かもしれませんが、やっぱり興味というのがあるというのが一番大切なかもしれませんが、何かその点で御意見がございませんか。6番の方お願いします。

経験者 6

やはり裁判員裁判って難しいというのが一番あったんですけど、最初に来た封筒の中に、裁判員裁判とはこういうものですよと、流れはこうですよという冊子が入っていたかと思うんですけど、それを見ると、専門的な用語だけじゃなくて、分かりやすく書かれてあったんで、あれを読む前と読んだ後ではちょっと変わったかなというのがあります。

ですので、みんな難しいって思うのが一番あるのかなと。小・中学校のときに、裁判所についてとか、裁判についてというのは習った記憶があるんですけど、月日がたって、もう難しいから私には無理っていう考えがあったんですけど、あの冊子とか、あとは、その後の、不明点があれば気軽に言ってくださいねっておっしゃっていただいたのもあるんで、何かそういった冊子とかが私の中では一番大きかったかなというのがあります。

以上です。

司会者

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。8番の方お願いします。

経験者 8

まず、裁判員裁判への興味というものが、今10年たったということ言われたんですけど、発足前にメディアで取り上げられて、やっぱりそこで自分たちは、ああ、そういうのがあるんだなということで、まず頭の中にインプットされて、そこから余りメディアに出なくなって——出なくな

ったというのはあれなんですけど、取り上げられることもなくなって、そもそも、ちょっとインプットされていたのがどんどん薄れていって、実際に自分が当事者になって、6番さんが言われたことと重複するんですけど、ああいった分かりやすいものを利用して再度自分の中に思い出して、実際に難しくないものだなということが分かりました。

やっぱりメディアの力というものは大きなもので、そういった特集とか、そういったものがあって、そこで、裁判員裁判というものは専門の知識が要りませんよとか、そういったものを頭の中に刷り込ませることが大事なのかなと思います。

以上です。

司会者

ありがとうございます。今日は報道機関の方も来られているので、そういう意見があったということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、時間も限られておりますので、次ちょっと違う観点から、裁判員裁判の望ましいあり方といいましょうか、もうちょっと大きな意味でいうと、裁判員裁判に国民が参加する意味合いというんですかね、意義というのか、そういうものもちょっと意見交換をしたいなと思います。

それともう一つは、今日出た話の中で、国民の理解、関心、あるいは職場の理解も含めてですけど、そういうものというのは、そういう環境作りというんでしょうか、そういうことがやっぱり大切なんだなと。そのためにもっと広報をするということも大切だとは思いますが、そういうことについて何かお考えがあるかどうか。特に裁判員裁判に国民が参加する意義というのは、法曹三者の方々にも御意見を伺いたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

その辺りいかがでしょうか。先ほどから、専門家だけの裁判から国民が参加しての裁判というのは、こういう面が変わった、いい面があったとい

う話は少し出ましたけれども、そのことも含めて御意見を頂ければと思っていますんですが、安倍検事よろしいでしょうか。

検察官 2

そうですね、これまでのお話と大変重複するところは多々あるんですが、やはり何より、裁判員の方を見ての立証といいますか、先ほどからプレゼンという言葉がよく出ていたと思うんですけども、まさにそのとおりでして、1枚パワーポイントを作るにも、大変こちら時間も掛かりますし、大変人数を掛けてやっていますし、そういったことで一般市民の皆さん、裁判員の方に向けて、裁判員の方が分かってもらえるようにすること、そして、それが判決、量刑上にしっかりと反映される、そういった意味でいいますと、大変いい制度といいますか、意義のあることなんだろうなというふうには思っております。

以上です。

司会者

ありがとうございます。片岡弁護士、何かございますか。

弁護士

そうですね、私の方も先ほどお伝えしたように、新しい視点が入るところがとても重要だと思うので、この法曹三者だけの、これまで常識と思われていたものにとらわれずに、国民の方の、一般市民の方の感覚を取り入れながら、より分かりやすく、そういった裁判を目指していければなと思います。

あとは、裁判自体に対する、ちょっと堅苦しいような、自分とは遠い世界の事のような印象を法曹三者で協力して取り除いて、より身近に感じていただけるような努力を法廷の中以外でもしていく必要があるかなと思いました。

以上です。

司会者

ありがとうございます。吉井判事よろしいでしょうか。

裁判官

皆さん一般国民の方々が刑事裁判に参加することによって、単に審理が分かりやすくなるとかいうのは手段にすぎないんじゃないかなというふうに私は考えています。国民が裁判に参加する、国民参加をするという制度は、欧米諸国は基本的にはそれでやっているわけなんですね。英米系でいくならば陪審制、大陸法系の国であれば参審制という形で、刑事裁判に国民が参加するというのは当然のものと考えられていて、特別なものというふうには考えられていない。日本も西洋法を経由しているわけですから、じゃ、そのギャップは何なんだろうかということを考える必要があるのかなと。

日本国憲法の下では、権力分離といって、裁判所と内閣と国会という権力を分離して均衡させることによって、権力が乱用されないようにするという統治システムを取っているわけですが、裁判所の持っている司法権というものもやはり権力なんですね。皆さんが言われているように、人の一生を左右するような判断を下すというのには本当に強大な権力です。その権力行使に国民が参加することによって、裁判官の独善を防止しているという意味合いもあるんだという、むしろ、国民参加の原理的な意味というのはその辺りにあるというふうに考えていただくといいんじゃないのかなというふうに思います。

日本国憲法は国民主権を宣言しているわけですから、権力の抑制に国民が参加することによって、そういう作用を働かせるというのは、国民の義務としての参加ではなくて、むしろ、国民としての権利行使なんだというふうに考えていただくといいんじゃないのかなというふうに私は思っております。

司会者

ありがとうございます。今の意見について何か感想ございますか。

ちょっと屋上屋を重ねるような感じなんですけれども、私も、この裁判員裁判をなぜ日本の国が取ることになったということについては、司法の国民的基盤の強化とよく言われますけれども、そこをきちっと意識するということが大切で、最高裁の判例にも書いてあったと思いますが、じゃ、なぜ陪審制を取らなかったか、裁判官だけの裁判を取らなかったか、裁判員制度という制度を取ったのかということについては、やはり国民の視点と感覚、それを大切にした上で、法曹の専門性をお互い交流させることによって相互理解を深めていって、それが、それぞれの長所を生かしながらいい刑事裁判ができるようにすると、それを目指すんだということが、この裁判員裁判が取られた理由なんだというふうに言われているんですね。それは私も本当にそう思います。

なので、やはりこういう対話みたいなことがずっときちんと続いていくということが大切で、もちろん一つ一つの裁判員制度の中で、それがきちんと行われるようにしていくということが大切なのかなというふうに私も思っています。そういう意味で、皆さん方には、ある意味では権利行使して、かつバックアップもしてほしいというふうに思っているところです。何か御意見ございますか。

御意見の中で、あるべき姿と現状のギャップ、問題点はないかというふうに質問していただいたり、あるいは、先ほども少し出ましたけど、精神的な負担があるんじゃないかと、特に死刑に関わるようなことですね。それについては、裁判員裁判をどうすべきかということに問題がないのかみたいなことも意見として伺ったりします。そのことについて、何か補足して、自分はこう考えるとか、あるいは法曹に聞いてみたいとか、そういうことがあったらお話しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

7番の方お願いします。

経験者 7

関わった事件で死刑を求刑された場合、法的なものも何も勉強してなくて、知識もないのに、そういうのに賛同していいのかなというのを、ずっとこの裁判員裁判になったときから考えていたんですけど、いまだに何かちょっとよく分からないんだけど、だから、裁判員になった場合、そこから辺がやっぱり一番ネックになってくるかなと思っています。いまだに何かやっぱり自分の中で分からないというか、解決できないでいるところです。

司会者

ありがとうございます。今のような悩みといいましょうか、そういうお考えを持っておられる方も、どういう事件を経験したかにもよるのかもしれませんが、あるかなというふうに思いますし、これに対する皆さんの、いや、自分はこう思うということでも結構ですし、法曹三者の方で御意見もあれば伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

重いと一言で言うそうですね、死刑の制度を国民が参加して決めるということについての疑問ということでしょうけど、いかがでしょうか。安倍検事。

検察官 2

少し補足ですけれども、今7番の方がおっしゃった法律の勉強をしたことがないですとか、むしろ、そういう意見を反映させるために裁判員裁判のそういう制度があるので、いいことなのではないかなと、私はそう思います。

以上です。

司会者

ありがとうございます。ほかに。2番の方。

経験者 2

私もいつも思うんですけど、結局、裁判員、だから、法律に縛られた枠内の中で判断するのか、それとも人間としてですよ、今、小学校とか中学校のいじめで死んだりしていますけど、ああいった事件の人間の感情をそれに持ち込んでいいのかというのが、ちょっと私は分からんとですけど、その辺どうなんですかね。

例えば、何とかは10年と決まっていますよ。いや、こんな人が10年でいくもんか、そんない15年にしようとか、それはできないと思いますですよ、それは法律で例えば10年以内と決まっておれば。でも、そんなときが、そんな感情を判決の分に、個人というか、人間としての感情を入れていいのかといつも思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

司会者

吉井判事。

裁判官

やはり裁判というのは公的に最後ですから、私的感情で権力行使をするということは許されないというのが原則だと思います。ただ、いろいろ事件を見て憤りを感じたりする。その憤りを感じるなということはないと思いますね。憤りを感じていろいろと思うところもあるけれども、やはり事件というのは、加害者、被害者、あるいは周囲の人いろいろいるわけですから、そういった事情をきちんと丹念に聞いて理解した上で、なお感情に走った判断になるかということ、恐らくそこはかなり鎮静化していくんじゃないかなというふうに思います。やはり裁判所に求められているのは、冷静な判断者ということですので、冷静になるためには、まず事実関係をきちんと正確に理解する。理解するように努める中で、その憤りというような感情みたいなものはかなり緩和されていくんじゃないかなと思いますけれども。

それを踏まえて、さらに、じゃ、みんな同じ見方であるかという、当然、人それぞれの資質、性格があるわけですから違う見方があるわけですよ。その中で、意見交換する中で収まるべきところに収まるというふうになるのが一番望ましいんじゃないかと思って評議は進めています。

司会者

ほかに御意見ございますか。8番の方。

経験者8

先ほど言われたこととちょっと重なる部分もあるんですけども、いろんな年代であったり、性別、お子さんがいる人、いない人、いろいろいると思うんですけど、そういった被害者側の、もちろん事故・事件を起こした人が一番悪いと思うんですけども、その事件を起こした人の背景であったりとかも、やっぱり人によって、これだけ人数がいれば、それは悪くないと言う人もいれば、もちろん死刑にするべきだと言う人もいろいろな意見があると思います。やっぱりそういったことが裁判員裁判で一番重きを置くところかなと思って、いろんな人の視点ということが僕は大事だと思います。

司会者

ありがとうございました。いろんな意見が出てきて、これから、もう少し話をしてみたら、より有益になるのかなと思いつつ、時間も少し気になりつつあります。

今までのお話の中で、ここだけは聞いておきたいとか、このことだけは言っておきたいということがあるかどうか。言っておきたいということは、これからちょっと皆さんにお願いすることが一つあって、これから裁判員になれる方に何かメッセージを伝えるとしたら、どういうことを伝えたいかということをお皆さんに1人一言ずつでも伺いたいところです。それはちょっと取っておいていただいて、それ以外に何か質問等はございますで

しょうか。よろしいでしょうかね。じゃ、2番の方。

経験者2

皆さんにとってはしょうもないことかもしれないんですけど、私の事案で、一番最後に裁判長さんが判決主文を言われて、最後に、趣味でも、その方は釣りが好きだと言うんですね。釣りをして、穏やかな人生を送ってくださいと付け加えられたんですよ。私それがいまだに脳裏にはっきり思っています。本当に良かったなと思っています。そのことが、やっぱりこの裁判員制度が始まったからじゃないかもしれませんが、私はそうじゃないのかなと思って、あの言葉が耳から離れません。

以上です。

司会者

ありがとうございます。よろしいでしょうかね。

それでは、先ほどちょっと予告をしましたけれども、皆さんに1人一、二分程度ということで、最初に言っていただいたぐらいの長さで、これから裁判員になれる方に伝えたいこととか、そういうことがありましたらお伝えいただければと思っています。今度は8番からということでしょうか。よろしくをお願いします。

経験者8

これからなられる方へのメッセージということで、私から、もう一言なんですけれども、本当にやった方がいいよという一言に尽きます。

というのも、自分が当事者になるまでは全く関係ないものだったんですけども、やっぱりやって後悔というものは一つもないと思いますし、いろんな事件に関わった人もいると思います。ただ、一番は自分の財産ということが本当に大事だなと思います。「経験に勝るものはない」という言葉があるんですけど、これって誰もがができることじゃなく、やっぱり選ばれたということが自分の人生の誇りだと思って、今後生きていきます。

司会者

ありがとうございます。では、7番の方よろしいでしょうか。

経験者7

裁判等の手続等がはっきり分かって、裁判官の方や弁護士の方、検事の方々がいろんな努力をしてあるのがよく分かって、なる前は、うわあとか思っていたんですけど、大変貴重な経験をさせていただいたと思います。やっぱりニュースとか新聞とかもよく読むようになって、身近なことに關心を持つようになって、実現できていないんですけど、もっと何か社会的な何かに、ボランティア等に参加できたらいいのかなというふうなことを思うようになりました。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。6番の方よろしいでしょうか。

経験者6

裁判員になるというのは、なかなか経験できることではないと思いますし、分からない点は、必ずプロの方もいらっしゃるの、聞いて学ぶこともできましたし、自分1人の考えじゃなくて、ああ、そういう考えもあるんだということで、裁判員になって物の考え方が幾つもあるんだなというものも経験することができました。ですので、裁判員というのはやってみて、裁判のことだけじゃなくて、いろんな考え方ができるんだよというのを周りの方にも伝えていけたらなと思います。

以上です。

司会者

ありがとうございます。5番の方よろしくお願ひします。

経験者5

私もなかなか体験できない裁判ということに参加させていただいて、人生の中でいい経験になったと思っております。これからなられる皆さんも、

ぜひ参加していただきたいと思っております。

先ほど皆さんおっしゃったように、裁判員の負担にならないように考えてやっていただいているので、そんなに気負いなくやっていただいたらいいと思っております。私の方も、今まで自分にできることは余りないかなと思っていたんですけども、今回参加させていただくことになりまして、自分にやれることは社会の中でやっていきたいなと心の変化がありましたので、何か変わるきっかけになっていただけたらと思います。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方よろしいでしょうか。

経験者 4

これから裁判員になられる方に、裁判所に出掛けんならんとというのがやっぱり誰でもあると思うんですよ、私もあったんですけどね。最初、裁判所に行くのが、やっぱり悪いことをしたから行くんだという、出頭するんだというふうな気持ちがあるもんですから、裁判員裁判で出向くというふうなことについては、最初に配布された冊子の中でもう少し易しく、易しくというか、もう少し読みやすくそういうのを作られたらどうかなというふうなことと、人にしゃべるなという、守秘義務というふうな言葉が何回か出たと思うんですけど、そういうので、私も女房ぐらいにしか話していないんですけど、その辺については最初にああいう封筒をもらったときに、行きたくないなというふうなことは誰でも受けることじゃないかなと思うからですね。吉井判事さんがおっしゃったような権利、人を裁くというか、そういう権利というふうなところをうまく表現が冊子の中なんかでもう少しできんかなというふうなことを思った次第です。なかなか難しいことだと思えます。

司会者

ありがとうございます。3番の方お願いします。

経験者3

せっかくできた裁判員制度ですので、国民の方の視点や感覚が反映されるようになってきていると私は感じています。ですから、ぜひ裁判員裁判に当選された方は参加をしていただきたいと思います。

それから、法曹界の方々も、先ほどからいろんな工夫をされているということは、国民の目線でその事件とか、そういった刑事事件を捉えるような形になってこられているんじゃないかなというふうに思います。ですから、ぜひそういう形で続けていただきたいと思います。

司会者

ありがとうございます。2番の方お願いします。

経験者2

ちょっと1点は、これは裁判員裁判じゃなくて、何かネーミングが変えられんかなと。裁判と言ったらやっぱりちょっと拒否感が出てきます。それが1点。

あと、メッセージについては、裁判所の職員さんの方が丁寧に指導されるから、安心しておいでということです。

以上です。

司会者

ありがとうございます。では、1番の方お願いします。

経験者1

裁判員裁判を通じて、一つの事件ではあるんですけども、本当に深く知ることができました。それは事件の背景、きっかけはもちろんですけども、被害者の人の生き様とか、また加害者の生き様、本当に人生ドラマを見るような気持ちでした。そういったことを勉強させていただくという意味では、裁判員裁判に参加して本当に良かったなと思います。

一つ、これはできないことだと思うんですけども、その後、要するに自分が関わった裁判の被害者がその後救済されたのかとか、または加害者はきちんと更生できたのかといったところまでもし知ることができれば、本当に参加して良かったなと思えるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

司会者

ありがとうございます。

どうも本当にありがとうございました。これからは記者の方が来られているので、記者の方から質問、あるいは応答ということで時間を取ります。

記者

司法クラブ幹事社の朝日新聞と申します。皆さん貴重な体験、感想をお話いただきまして、ありがとうございました。

代表質問をさせていただきます。裁判員裁判に参加された方々それぞれに御質問です。どういった罪名の裁判員裁判に参加されたのかということと、少し重なるところもあると思うんですけども、裁判員裁判を経験したことで、その後の生活にどのような効果、あるいは影響があったのかというのをそれぞれお伺いできればと思います。

経験者 1

罪名は、現住建造物放火事案ですね。

記者

その後の生活にどういった効果とか影響を受けたか。

経験者 1

多少、裁判員裁判という言葉を知ると、ピクッと動くようになりました。

記者

ありがとうございました。

経験者 2

私の場合は、殺人未遂か傷害か、どちらかだったかと思います。

ただ、そんなに生活は変わっていないんですが、テレビで報道する事件等については相当興味を深く持つようになりました。

以上です。

経験者 3

私の場合は強盗殺人罪という刑でございました。

今現在、保護司をさせていただいています。あと、刑期を終えられた方の更生に少しでも役立てばと思って務めさせていただいています。

経験者 4

私の場合は、保険金目当ての交通事故に見せ掛けた殺人事件未遂というふうなことで担当に加えていただきました。

その後、裁判員裁判を経験して、日常で何かというようなことでございますが、報道関係でこういう事件についても裁判員裁判で進めるんだなということで関心を持つようになりました。

経験者 5

私の場合は傷害致死で、生活自体にそう大きな変化はありませんけれども、気持ち的に、その事件で被告となった人は、ある意味周りから余り関心を持たれていなかったというところがあったので、そういった人がまた現れないように、周りにもっと関心を持って生活していこうという気持ちの変化はありました。

以上です。

経験者 6

私は5番の方と同じ裁判でした。

その後は、それに似たような事案を新聞やニュースなどで気掛けるようになりました。

以上です。

経験者 7

窃盗と殺人でした。

その後は、やっぱりニュースとか新聞をよく読むようになりました。

経験者 8

偽造通貨の製造と使用ですね。

その後の生活についてはですけれども、そもそも偽札を作るということが悪いことという、まず認識がなかったので、そこは国家の紙幣の信頼を脅かす事件にもつながるので、そこは自分の中で勉強はできたなと思いました。

記者

ありがとうございます。各社さんありましたらよろしくお願いします。

記者

すみません、西日本新聞といいます。本日はありがとうございます。

先ほどちょっとお話は出たんですが、皆さんにちょっとずつお伺いしたいのが死刑という、一番重い判決がやっぱり死刑になるわけですが、その判断を市民がすることについて、裁判員をされる皆さんから正直負担ではないのかなという、その点のちょっとお話を伺えたらなと思ひまして、よろしければ1番の方からお願いできないでしょうか。

経験者 1

仮定の話になるかと思うんですけれども、やらなければいけない、そういう判決を下さなければいけないという気持ちは強く持つと思います。ただ、実際その瞬間、評議をする瞬間もそれはこちらも悩めますし、評議を下した後、どんなに周りから正しいと言われても、そのことに関しては一生悩み続ける問題ではなからうかなというふうに思います。

経験者 2

死刑が必要かどうかという質問ですかね。

記者

いや、その判断を市民が下すことが負担じゃないかなという。

経験者 2

それはちょっと難しくて、私には回答できないですね。すみません。

経験者 3

私の場合はマスコミさんの方が事前に新聞報道されまして、死刑か無期懲役という判断をどういうふうにするかということが新聞紙上の中で発表されていました。私たちは無期懲役という形になったので、良かったかと思っているんですけど、死刑ということになっていたら、やはり悩むんじゃないかなというふうに思います。

記者

それは判決を下した後に悩んだんじゃないかなという。

経験者 3

そうですね。

記者

ありがとうございます。

経験者 4

その場に立ったらどういう判断をするかというのも、なかなか難しいと思いますですね。その死刑を市民が進めていいのかどうか。親戚のおばさんなんかと話したときに、昔は「人殺しには穴二つ」という言葉があったそうですね。亡くなった人と人を殺した人、その人も死刑だという言葉があったそうですね。だから、そういう観点ではやっぱり死刑制度は当然じゃないかなと思うんですけど、その場に私が立って進めるかどうかはちょっと分からんですけどね。

経験者 5

プロの裁判官の方も含めた会議で、裁判員で決めることなので、そのとき死刑という判断が出て、特に私はそんなに大丈夫だと思います。日本は三審制なので、もし私たちの判断が間違っただとしても、二審の方でそれはきちんと判断していただけていると思うので、私はそのとき思ったことで判断していいのではないかと考えております。

経験者 6

私も感情というか、この人やっぱり死刑だって思うかもしれないんですけど、やはりそこは裁判員裁判というのが、もしそのときに立場になったら、そこは抑えて、やっぱりプロの方の意見をまず第一に聞くかなと思います。それで、みんなで話し合った結果、死刑となったら、もう死刑かなとは思いますが、その後はかなり悩むかなと思います。

経験者 7

非常に悩んだことなんですけれども、やっぱり死刑という制度自体をどうにかできないのかなというの、まず第一に思いました。さっきも言ったんですけど、やっぱり法的なものを勉強していない者がそういう判断を下していいのかなというのは、もうずっと思っています。

以上です。

記者

すみません、制度自体どうにかできないかと思われたというのは、それだけやっぱり心理的な負担が大きかったということですか。

経験者 7

やっぱりずっとその判決で死刑と出たら、やっぱりずっと考え・・・やっぱりどこか心の隅にずっと引っ掛かるものがあるんじゃないかなと思います。何か罰するというか、刑をするというのは、私は割り切れないので、やっぱり心に引っ掛かるものが非常にあります。

記者

ありがとうございます。

経験者 8

やっぱり死刑というものは人の命に関わることなので、非常に悩むとは思いますが。ただ一方で、自分たちは裁判員裁判で選ばれた人間ということで、やっぱり自分たちの任務といいますか、責務があると思いい、そこは判断をするしかないと思います。

記者

ありがとうございます。

記者

サガテレビといいます。本日は貴重なお話ありがとうございました。お話の中で、裁判員制度というものが10周年ということで、関心が薄れているんじゃないかという意見もあったかと思うんですけども、今後、メディア、私たちマスコミの方に求める放送とか記事とか、そういったものを何か経験者の方から意見がございましたら、こういうところをもっと何か取り上げてほしいとか、何かそういったものがあればお話しいただければと思います。

裁判員の方、もしない方はないということで結構ですので、順番にお願いできればと思います。

経験者 1

単純にまず一つ思うのは、広報を一生懸命されて、メディアの方もそれを受けられて広報される、広報に御協力いただいた方が一番いいと思うんですね。

ただ、今現実、あちこち裁判員裁判が行われていますけれども、判決であるとか、事件の概要については説明がいっぱいあるんですけども、もう少し裁判員の視点に立ったメディアさんからの報道というのがちょっとないように思うんですね。裁判員がどういうふうな考え方を持っていてそこ

に至ったかとか、そういったところは少し進化に近い部分かなとも思うんですけれども、そこら辺の視点というのは今の事件報道を見ていると、ちょっとないのかなと思ひまして、そこら辺をもう少し今後はピックアップしていただけるといいのかなと思ひますけど。

経験者 2

ちょっと難しいかと思うんですよね、裁判員ですから、放送が主でしょう。PR上、なかなかその辺は難しいんじゃないかなと思うんですけどね。確かにチラシだったらいいんですよね、チラシだったら好きな人を見るから。でも、裁判って一旦収束してもみんな見ますからね。だから、その辺ちょっと、どうしたらいいかということは、私、ちょっと今、意見が言えないんですけど、慎重な取り組みは必要じゃないですかね。

経験者 3

まず、そうですね、県民の方や国民の方が裁判員裁判というものに関心を持っていただくような、一般に分かりやすい紙面を作っていただくということが一番かなと思ひます。

それから、先ほどからこの場でも出ていましたけど、裁判員裁判にはこういった、せつかく国民の目線で、視覚とか、そういった感覚とかを取り入れて始まったんですから、そういったものには積極的に参加をしていただくような、そういったPRをぜひマスコミの方にはしていただきたいなというふうに思ひています。

経験者 4

それで、経験者についてはやって良かったというのが97%とかおっしゃったですかね。その辺の数字を使って、何か報道の方で経験者についてはやって良かったという方が97%もいるんだよというようなことは余り知らないんじゃないですかね、一般市民は。その辺を教えていただいたら、知らせていただく方法がないかなというようなことは思ひます。

経験者 5

やはり自分が参加した裁判ということで、自分が参加した日の夕方の報道は全部録画して全部見てみたんですけど、厳しいことを申しますけど、ほぼみんな一緒なんですね。だから、もうちょっと違う視点でやっていただけの会社があればいいなと思いました。

あと、裁判長もおっしゃっていましたが、この裁判員制度というのは権利の行使なんだから、そういう意味でもぜひ参加してほしいというPRをしていただければいいかなと思っています。

経験者 6

私も今日見て思ったんですけど、10周年だというのがあって、今、前にあるポスターも、私ここで初めて見たんですけど、こういった5周年とか10周年とか15周年とか、その節目節目に新聞なりテレビなりで報道されていけば、まだ裁判員裁判はあっているんだというの分かるんじゃないかなと思いました。よく新聞とかを見ていても、裁判員裁判になった事件というのは、裁判員裁判制度のということで、別枠か何かでくくり付けを新聞さんとかもよくされているので、そういうので目を引く点も大きいのかなというのがあるんで、これは裁判員裁判の事例ですよというのをもっとアピールしていただいたら、まだ浸透していくのかなと思います。

経験者 7

PR活動を第一にしていくのと、中学生はあれかも分からないけど、高校辺りにもうちょっと裁判員裁判のことをアピールするみたいなことをされたらいいのかなと思います。一応、学校では公民の中でしてあるみたいだけど、そんなに詳しくはされていないと思うので、高校辺りでされるのもっと違うのではないかなと思いました。

経験者 8

裁判員裁判というのをテレビで見る機会というのは、大体報道、ニュー

ス等がほぼほぼなんですけど、自分はちょっと別の視点で、結構、他局のテレビなんですけど、林修の分かりやすく解説するニュースみたいなのが取り上げられれば、誰でも、小さい子から親御さんまでさまざまな視聴者が見て勉強になるのではないかなとは思っています。

記者

ありがとうございます。

記者

佐賀新聞といます。皆さんお疲れさまです。

裁判員をやられた方の、やって良かったという声が非常に多いということで、九十何%という数字もあると思うんですけども、一方で、1番の方がおっしゃっていたように、本当にあの判断は正しかったのかというふうに考えてしまうことがあったりですとか、3番の方がおっしゃったように、写真の影響で女性の裁判員の方が辞退したことだとか、いわゆる、いいところもあれば、そういう負担になるところもあるというところがあると思うんですけど、そういう意味で、今後こういうところに配慮してもらえば、もっと制度自体よくなるんじゃないかとか、例えば、こういうときにもっとこういう情報をもらえれば、裁判員を受ける受けないの判断がしやすいとか、何かそういう足りない点、要望みたいなものがあれば教えていただきたいのが1点と、もう一個は、今、現時点で裁判所だったり裁判官の方がしていただいた配慮で、こういうところが良かったという点があれば、お一方ずつ教えていただければと思います。1番の方お願いします。

経験者1

裁判員になるということは、大きな権利の行使だと思うんですね。なので、裁判が終わって判決が出たときには、ああ終わったという気持ちはあるんですけども、しかし、やり遂げた感とか達成感というのは全くない

んですね。なので、どこかにか自分は社会の役に立ったんだとか、何らかの社会に貢献したんだと思えるような仕掛け・・・仕掛けと言ったらおかしいんですけども、何かしらそういったものがあればなと思います。であれば、もっといい形になっていくんじゃないかなと思います。

それと、私の経験なんですけれども、それとちょっと関係するんですけども、評議の一番最後に、私たちの意見が割れるんですけども、最終的にまとまった意見に対して裁判長の方が一言、「私も同感です。」というふうにおっしゃっていただいたんですね。その一言は大変重くて、悩んで出した結論なんですけど、それで幾らか、ああ、やれたんだというふうな気持ちになれたんですね。そういったところは、本当に裁判長の方って一つ一つ言葉を大切に私たちに声を掛けていただきましたし、配慮していただいているというふうに、そこは本当に感謝を今でもしています。

経験者 2

私の場合は、ちょっと先ほど言った、既に示談が済んでいましたので、結構何かすっといったような感じで、結構簡単に済んだんだなというのが第一印象だったですよ。ですから、そんなに負担には私の方はならなかったです。だから、先ほども言いましたように、最後に付け加えたこと、やっぱりああいった何か、判決の付け加えたあれは、結構いいんじゃないかと思います。今後もそういったことで一言、ぴしっと切るんじゃなくて、最後に、こうやったらどうですかって、幸せになってくださいねって、そういったことを付け加えると本当に良かったなと思います。

以上です。

経験者 3

これから裁判員裁判に関わる方には、やはり期間的なものとか、職場的な環境とか、そういったものが非常にやはり大事じゃないかなというふうに思っております。やはり長期間にわたれば、それだけ仕事も休まないと

いけないということもありますし、そういった意味でもっと工夫をされて、今も工夫をされているようですので、そういったところは配慮していただきたいなというふうには思っております。

それから、裁判の中では、私の場合は先ほど申しましたような判決が出ましたけれども、その中で、随分分かりやすく裁判官の方も、また検事の方も、また弁護士の方も、一般に分かるような形で説明をされていたので、そういった形で進めていただければいいかなと思っています。

経験者 4

先ほどから申していますが、やっぱり裁判員裁判、裁判所という言葉がどうしても頭に来るものですから、冊子をもう少し、その中に入れていけるような、読みやすい冊子なんかに変えていく必要はあるんじゃないかなというようなことは思うんですけど。

以上です。

経験者 5

私は割と大きな会社からちっちゃな会社に転職したんですけども、大きな会社の方では裁判員裁判に参加する際の休みとか、そういう規定とかがきちんと整備されていて出やすい環境だったんですけど、ちっちゃな会社の方は、そういうのは全然毛頭なくて、頭にもないという感じだったので、やっぱり仕事をしていても出やすい環境作りのために、中小の会社でも裁判員として出やすいような環境作りというのをしていただければいいかなと思います。

あと、裁判所に感謝したいことは、私たち一番最初の日にみんなでランチを取ったんですけども、そうやってみんなで和むというか、親しみが湧く機会を作っていただいたりして、努力してやっていただきました。

経験者 6

裁判自体は短い期間ではあったんですけども、やはり一日終わった後

は頭がちょっとボーッとなったりして、ちょっと疲れたなというのがありました。判決が出た後も、終わった、これで良かったのかなという、本当に達成感というの余りなかったんですけども、一つ終わったというのが感想としてありました。

裁判所の方では、さあ評議を始めますということであれば、みんななかなか意見が言えない環境だったんですけども、さっき5番の方も言われたように、一緒にランチをして話しやすい環境作りをしていただいたりとか、裁判官とかいろんなお話も聞かせていただいたりして、気持ちが和んだ上で評議ということになって、私たちも普通の意見を言いやすい環境作りをしていただいたなと思って、その辺りにはすごく感謝しています。

以上です。

経験者 7

評議の中で話しやすい雰囲気作りとかしてくださっていたので、非常に良かったと思います。

それと、裁判自体も毎回、レジュメやパワーポイントみたいなものや、とにかく結構目で見ると、視覚的に捉えることができるようなふうに配慮してあったので、非常に分かりやすく良かったと思います。

経験者 8

裁判員裁判の事前の欠席者といいますか、辞退者等に関しては、殺人であつたりとかは辞退者が出たということは今日伺ったんですけど、もちろん選ばれた人は、ほぼほぼ断れないということはあるんですけど、罪によって断わるということが可能になったら、例えばなんですけど、過去に父親が殺人で殺された人が大人になって裁判員をやりたいかという、自分ならやりたくないと思うんですよね。そういった罪によって選べる仕組みとかがあればちょっとはいいのかなと思います。

もう一方では、仕事の件なんですけれども、やっぱり中小企業であつた

りとかはなかなか休めるような仕組みがないですし、代わりがないということもありますので、こちらは企業の方にやっぱり休む仕組みであったりとかを伝えてもらえたらいいのかなと思います。

以上です。

司会者

予定されている時間が過ぎました。裁判員経験者の方々には本当に長時間、意見交換と、それから質疑応答に加わっていただき、ありがとうございました。皆様から今日頂いた意見は、裁判員裁判の改善とか、より充実した分かりやすい裁判、理想とする裁判員裁判、刑事裁判を実現するために非常に大きな材料、資料になると思っております。お疲れさまでございました。これで終了をさせていただきます。ありがとうございました。